|  |  |
| --- | --- |
| **受講資格** | **資格を確認できる書類****（受講資格毎に全て必要）** |
| 保育士の資格を有する者 | ・保育士資格証・戸籍抄本 |
| 社会福祉士の資格を有する者 | ・社会福祉士資格証・戸籍抄本 |
| 高等学校卒業者等で２年以上児童福祉事業に従事した者（総勤務時間は2,000時間以上程度あること） | ・卒業証明書（任意様式）※卒業証書可・就労証明書（様式：別紙Ａ）・戸籍抄本 |
| 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 | ・教員免許・戸籍抄本 |
| 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 | ・成績証明書（任意様式）・卒業証明書（任意様式）※卒業証書可・戸籍抄本 |
| 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者 | ・成績証明書（任意様式）・入学証明書（任意様式）・戸籍抄本 |
| 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 | ・成績証明書（任意様式）・卒業証明書（任意様式）※卒業証書可・戸籍抄本 |
| 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 | ・成績証明書（任意様式）・卒業証明書（任意様式）※卒業証書可・戸籍抄本 |
| 高等学校卒業者で、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者（参考）「２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、・放課後子供教室に従事、・プレイパークや民間学童など児童福祉法上の放課後児童健全育成事業の届出を行わずに実施する類似事業に継続的に関わった者。塾講師などはあたらない。「継続的」とは２年以上従事し、かつ総勤務時間は2,000時間以上程度あること。 | ・卒業証明書（任意様式）※卒業証書可・就労証明書（様式：別紙Ａ）・市町村長あて認定申請書（様式：別紙Ｂ）※市町村は認定通知書（様式：別紙Ｃ）添付・戸籍抄本 |
| ５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者。 | ・就労証明書（様式：別紙Ａ）・市町村長あて認定申請書（様式：別紙Ｂ）※市町村は認定通知書（様式：別紙Ｃ）添付・戸籍抄本 |
| 令和４年度放課後児童支援員に係る一部科目修了者 | 一部科目修了証・戸籍抄本 |

（別紙Ａ）

就　労　証　明　書

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 就労期間 | ～ |
| 事業の種類 | 該当するものに☑を入れてください。※放課後児童健全育成事業に類似する事業に該当する場合は、その内容を具体的に記入すること□　児童福祉事業□　放課後児童健全育成事業□　放課後児童健全育成事業に類似する事業　（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 備考 |  |

　上記のとおり、事業に従事したことを証明します。

　　　　　　　　　年　　　月　　　日

住　　所

法人名

施 設 名

代表者名　　　　　　　　　　　　 印

（別紙Ｂ）

年　　月　　日

　（　市　町　村　長　）　殿

申請者

住所

氏名

放課後児童健全育成事業の設備及び基準第１０条第３項に係る認定申請書

　放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第１０条第３項に基づく研修を受講するため、下記規定に該当する者であることを認定してくださるよう、申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 該当する規定 | □　放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第１０条第３項９号□　放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第１０条第３項１０号 |

　（添付書類）

　「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第１０条第３項９号」の場合

　１．高等学校の卒業証明書

　２．就労証明書（別紙Ａ）

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第１０条第３項１０号」の場合

　　１．就労証明書（別紙Ａ）

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第１０条第３項９号」とは

　高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第１０条第３項１０号」とは

　五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの